

# 京都府介護員養成研修に関する要綱の補足説明

(修正箇所：赤字)

項 目	内 容
事業者指定に係るみなし規定について (第4条関係) (第20条関係)	<p>○介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修のいずれかの課程について、京都府の研修事業者として指定を受けている事業者が他方の研修事業者として指定を受けようとする場合、変更届(様式第2号)を提出することで他方の研修の事業者として指定を受けたものとみなします。</p>
研修課程について (第20条関係)	<p>○研修の各科目の内容、必要時間は、要綱別表1のとおりです。各科目において、内容が2つ以上ある場合、必ずその全てを行うよう、カリキュラム作成時に注意してください。            (例：科目2「介護における尊厳の保持・自立支援」では、「1 人権と尊厳を支える介護」「2 自立に向けた介護」の両方の内容を実施することが必要です。)</p> <p>○各科目ごとに必要時間数の規定はありますが、内容ごとの時間は規定されていませんので、各事業者において適切な時間を設定して下さい。</p> <p>○科目1「職務の理解」、科目10「振り返り」(生活援助従事者研修においては科目9)においては、受講生に介護職の具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用(視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における見学・実習等)を行うようにして下さい。</p> <p>○各科目のうち、通信の方法により講義を行うことの出来る時間は要綱別表2のとおりです。</p> <p>○介護職員初任者研修の科目9「<u>こころとからだのしくみと生活支援技術</u>」のうち「Ⅱ. <u>生活支援技術の学習</u>」「Ⅲ. <u>生活支援技術演習</u>」については、演習科目のため、講義を通信の方法により行うことが出来ませんので注意して下さい。(生活援助従事者研修の科目8「<u>こころとからだのしくみと生活支援技術</u>」については、「Ⅱ. <u>生活支援技術の学習</u>」「Ⅲ. <u>生活支援技術演習</u>」についても通信の方法で行うことができます。)</p>
実習について(第20条関係)	<p>○別添資料2のとおり必要に応じ実習を行うことができます。なお、<u>生活援助従事者研修については、科目8「こころとからだのしくみと生活支援技術」の「Ⅱ 生活支援技術の学習」において、移動・移乗に関連した実習を2時間実施する必要があります。</u></p> <p>○実習を行う場合は、必ず事前にオリエンテーションを実施して下さい。なお、オリエンテーションの時間は研修時間に含みません。</p> <p>○「こころとからだのしくみと生活支援技術」において実習を行う場合においても、「Ⅱ. 生活支援技術の学習」の各内容(4～12)は、必ず別途演習の形式で学習する必要がありますので、カリキュラム作成時に注意してください。</p>

項 目	内 容
研修の修業年限について (第 21 条関係)	○研修の修業年限は、以下のとおりです。 ・介護職員初任者研修：8箇月以内 ・生活援助従事者研修：4箇月以内 ※学校、学校法人については1年以内となります。
講師要件について (第 22 条関係)	○各科目の講師要件は、別添資料 1 のとおりです。 ○科目の全てを担当できる資格と、一部しか担当できない資格がありますので注意して下さい。 (例：科目 2「介護における尊厳の保持・自立支援」では、介護福祉士は科目の全てを担当できますが、社会福祉士は「1 人権と尊厳を支える介護」のみ担当できます。) ○受講生 25 名につき 1 名以上の講師が必要な演習科目については、科目 9「こころとからだのしくみと生活支援技術」の「Ⅱ. 生活支援技術の学習」「Ⅲ. 生活支援技術演習」とします。 (第 7 号関係)
研修科目の免除について (第 25 条関係)	○受講者が他の研修を修了している場合について、府要綱の別表 3 に規定する <u>研修科目の一部を免除</u> することができます。 ○一部免除を行うにあたっては、資格証明する書面等により修了状況の確認を行い、免除するかどうかを決定してください。また、その決定の内容及び理由を本人に通知してください。
修了認定について (第 26 条関係)	○修了を認定する際には、全ての課程を受講することに加え、演習等により介護技術の習得が認定され、かつ、1 時間程度（生活援助従事者研修については 30 分程度）の筆記試験を受験し、研修内容についての理解と習熟が学則に定める基準に適合しているか判定することが必要です。 ○筆記試験については、要綱別表 1 の「修了時の評価ポイント」を参考に各事業者において作成し、受講生の知識・技術等の修得度を適正に評価してください。 (京都府が共通の試験を行うものではありません) ○具体的な判定方法（試験方法、合格点等）については、学則に明記するとともに、研修実施報告書の提出の際には、受講者それぞれについて評点を記載してください。(様式第 5 号-3-1, 2) ○なお、試験時間は研修時間に含まれませんので注意して下さい。 ○補講を当該研修期間内で実施されている他コースで受講する場合、同一科目で受講してください。その際補講受講者を含む研修について、補講受講者を含めることで申請時の定員を超えることが無いよう配慮願います。 ○補講時間の上限については、研修の課程の教科の 1 割を超えない範囲内となっており日数では上限を定めていないのでご注意ください。

項 目	内 容
本人確認について (第27条第9項10項関係)	<p>○受講申込受付時又は初回の講義時に、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を運転免許書等の公的証明書の提示を受けることにより確認してください。(コピーの保存等までは必要ありません。)</p> <p>○この規定は、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書の提示等により確認する趣旨ですので、<u>受講生に過度な負担を強いたり、必要な限度を超えて個人情報収集を行わないようにして下さい。</u></p>
修了証明書番号について (第29条関係)	<p>○生活援助従事者研修課程と、初任者研修課程のどちらであっても事業者番号に変更はなく、連番で付与可能です。名簿内に課程を記す事によって切り分けとしています。</p>
情報公開について (第34条関係)	<p>○<u>要綱別表4に掲げられた事項を各事業者のホームページ等において積極的に開示するよう努めてください。</u></p>
修了証明書等の書換交付等について (第36条関係)	<p>○修了証明書再発行する際の記載内容は、初回発行時の条文、日付は再発行日、代表者名は現代表者名で記載する。裏面には「この修了証明書は、〇〇年〇月〇日に発行したものの再発行である」と記載し両面印刷したものを京都府まで提出をお願いします。</p>
研修修了者とみなす者について (第37条関係)	<p>○介護員養成研修修了者としてみなす者は以下のとおりとします。</p> <p>＜介護職員初任者研修課程修了者としてみなす者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者</li> <li>・看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者</li> <li>・実務者研修修了者</li> </ul>
研修修了者とみなす者について (第37条関係)	<p>＜生活援助従事者研修課程修了者としてみなす者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者</li> <li>・看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者</li> <li>・実務者研修修了者</li> <li>・介護職員初任者研修課程修了者</li> </ul>